

# お知らせ 農地を農地以外に使用する場合は許可が必要です！

## 6月の在宅当番医

◎診療時間：午前9時～午後5時

2日	福島医院（内科・外科・胃腸科）	東松山市	☎ 22-8050
9日	いちごクリニック （内科・小児科・胃腸科・アレルギー科）	東松山市	☎ 36-1115
16日	松山クリニック（内科）	東松山市	☎ 22-6955
23日	シャローム鋤柄医院（内科・外科）	東松山市	☎ 25-2979
30日	いちごクリニック （内科・小児科・胃腸科・アレルギー科）	東松山市	☎ 36-1115

\*診療科目以外の受診については、他の医療機関を紹介することもあります。受診する際には、医療機関に電話連絡をしてください。

## 心配ごと相談・行政相談 合同相談所の開設

日常生活でお困りの人は、相談所を開設しますので、おでかけください。相談は無料で秘密厳守のうえ受け付けています。

日時 6月17日（月）  
午後1時～3時まで  
場所 役場1階 中会議室  
問合せ 社会福祉協議会 ☎ 82-1238  
役場総務課 ☎ 82-1226

## 乳幼児栄養相談

日時 6月12日（水）午前10時～11時30分  
場所 保健センター  
対象 乳幼児とその保護者  
内容 育児相談、身体計測、離乳食相談、栄養相談  
離乳食や、簡単なおやつ作りに参加してみませんか。  
今回はじゃがいもを使ったメニューを予定しています。  
その他 当日はエプロンと母子手帳をお持ちください。  
申し込みは6月5日（水）までお願いします。  
あそびの教室も同時開催しています。  
問合せ 保健センター ☎ 82-1557

## ちびっこ集まれー！ ～広げ、親子のWA～

交流ゲームや子育てトークを通じ、親子同士のネットワークづくりをします。

日時 6月22日（土）～23日（日）  
場所 県立小川げんきプラザ  
対象 小学校低学年以下と保護者  
費用 大人3,600円、小学生2,900円  
未就学児（3歳以上2,300円、  
2歳以下300円）

定員 70人  
申込み 6月15日（土）までに電話またはFAXにてお申込みください。  
問合せ 小川げんきプラザ  
☎ 72-2220 FAX 71-1043

## 甲種防火管理新規講習会を開催します

比企広域消防本部では、消防法に定める防火管理者の資格を取得するための講習会を次により開催します。

開催日 6月27日（木）・28日（金）の2日間  
場所 比企広域消防本部 講堂（東松山市上野本1300-1）  
費用 受講費4,700円  
資格 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的な地位にある方（管内在住・在勤者優先）  
申込み 6月17日（月）～21日（金）午前8時30分から午後5時までに受講費を添えて消防本部予防課、または小川消防署指導係へ申し込んでください。なお、定員80名になりしだいの締め切らせていただきます。（比企広域消防ホームページ掲載中）  
問合せ 比企広域消防本部 予防課 ☎ 23-2268

## 夏の温暖化対策キャンペーンにご協力

冷房の使用で、電力を始めとしたエネルギーで使料が増える夏、県では温暖化防止のためのキャンペーンを実施しています。

地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をできるだけ抑える必要があります。

この夏は、スマートに節電や省エネを実施し、「賢く」エネルギーの「ダイエット」に取り組んでみませんか。

## 東松山特別支援学校生徒の職場実習受け入れのお願い

東松山特別支援学校では、学区内の事業所のご協力のもと職業教育の一環として「職業実習」を行っています。ここ数年、生徒数の増加や障害の多様化にともなって、生徒個人に応じた実習の実施が難しくなっています。実習の受け入れまたは将来的に障害のある方の雇用をお考えの事業所がありましたらご連絡をお願いします。

実習時期 6月、9月、1月  
対象生徒 高等部1～3年生  
問合せ 東松山特別支援学校 ☎ 24-2611

## 不正大麻・けし撲滅運動の実施について

埼玉県では不正大麻・けし撲滅運動を6月1日から6月30日まで実施しています。けしの仲間、春から夏にかけて色あざやかで美しい花を咲かせ、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。しかし、けしの仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。植えてはいけないけしの特徴として(1)毛が少ない(2)茎上部の葉が茎を抱き込んでいる、などがあります。不正栽培している大麻や植えてはいけないけしを発見した場合は、保健所までご連絡ください。

問合せ 東松山保健所 ☎ 22-0280

## 6月は個人住民税(普通徴収分)の第1期の納期です

個人住民税は、1月1日現在で埼玉県内在住の住民にかかる市町村と県の税金です。

個人住民税の納付書(普通徴収)をお持ちの方は、7月1日(月)までに役場・金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で忘れずに納税をお願いします。

また、市町村税の納税には、口座振替が便利です。依頼書は役場または各金融機関にございますのでぜひご利用ください。 問合せ 税務課 ☎ 82-1224

※記事の問い合わせは 総務課82-1226・82-1254・税務課82-1224・住民福祉課82-1221・保健衛生課82-1777